

## 平成26年度 教育委員会 第15回定例会 議案

1 日 時 平成26年11月5日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第35号議案 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を  
改正する規則 … 1

第36号議案 平成27年度静岡県立高等学校生徒募集計画 … 24

第37号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 … 34

(3) 報告事項

(4) 閉 会



第 35 号議案

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 11 月 5 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 〈第 35 号議案 概要〉

### 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

#### 2 改正の内容

雇用保険法の改正により、就業促進手当の一つとして就業促進定着手当の制度が新設されることとなり、地方公務員には直接適用されない同制度の代替制度である失業者の退職手当においても要件を満たした場合には就業促進定着手当に相当する退職手当が支給されることとなることから、支給のための手続き規定及び申請様式の追加を行う。併せて受給資格者の氏名住所変更手続き及び様式を定める等、他の様式についても所要の改正を行う。

#### 3 施行期日

公布日

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（別記第5号の2様式）に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届（別記第5号の2様式）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に出頭した失業の認定日に県教育委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>4 <u>県教育委員会は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第18条 第7条第2項、第10条第2項、第12条第2項、第3項及び第4項並びに第16条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「職員退職手当条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」</p>	<p>(準用)</p> <p>第18条 第7条第2項から第4項まで、第10条第2項、第12条第2項、第3項及び第4項並びに第16条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「職員退職手当条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢</p>

と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「職員退職手当条例第10条第1項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第5項」と、「失業認定申告書（別記第8号様式）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（別記第13号の2様式）」と読み替えるものとする。

- 2 第7条第2項、第10条第2項、第12条第1項、第3項及び第4項並びに第16条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「職員退職手当条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「職員退職手当条例第10条第1項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第7項」と、「失業認定申告書（別記第8号様式）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（別記第14号様式）」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給  
手続）

第20条 受給資格者又は職員退職手当条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の2様式）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職

求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「職員退職手当条例第10条第1項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第5項」と、「失業認定申告書（別記第8号様式）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（別記第13号の2様式）」と読み替えるものとする。

- 2 第7条第2項から第4項まで、第10条第2項、第12条第1項、第3項及び第4項並びに第16条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「職員退職手当条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「職員退職手当条例第10条第1項」とあるのは「職員退職手当条例第10条第7項」と、「失業認定申告書（別記第8号様式）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（別記第14号様式）」と読み替えるものとする。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給  
手続）

第20条 受給資格者又は職員退職手当条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の2様式）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手

手当支給申請書（別記第14号の3様式）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記第15号様式）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記第16号様式）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（別記第17号様式）に受給資格証を添えて県教育委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の3様式）に、就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記第14号の4様式）に、雇用保険法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記第15号様式）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記第16号様式）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（別記第17号様式）に受給資格証を添えて県教育委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号の2様式（第7条関係）

受給資格者<sup>氏名</sup>住所<sup>変更届</sup>

支給番号		新氏名	
① 氏名	フリガナ	② 住所	フリガナ
	新		新
	旧		旧
③ 生年月日	年 月 日	④ 変更年月日	年 月 日
静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第7条第3項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 静岡県教育委員会 (指定都市教育委員会) 様 (高年齢・特例) 受給資格者氏名 (印) (電話 )			
※ 口座名義変更確認欄			
備考			

注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、②欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、①欄には記載しないこと。
- 3 「(高年齢・特例) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第8号様式を次のように改める。



別記第8号様式 (第12条関係)

(表)  
失業認定申告書

(該当のところへ○印を付け必要な事項を記載してください。)

認定日時 月 日 時から 時まで															
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した (就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。) ロ しない	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31					29	30	31				
② 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分								
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分								
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分								
③ 失業の認定を受けようとする期間中に引き続き就職先を探しましたか。															
イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。														
	求職活動の方法			活動日	利用した機関の名称		求職活動の内容								
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等														
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。														
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機		応募の結果								
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他											
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他											
ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載して下さい。)														
④ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ( )													
	ロ 応じられない														
⑤ 就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職			(就職先事業所)										
	ロ 自営	月 日より就職 (予定) 月 日より自営業開始 (予定)													
静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第12条第1項の規定により、上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 様															
				受給資格証番号 ( ) 受給資格者氏名		(印)									
※県教育委員会 (指定都市教育委員会) 記載欄	認定対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	認定日数	日	連絡事項	取扱者印									

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事項を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。  
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事項を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のロの(4)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式(第13条関係)

公共職業訓練等受講届							
① 受給資格者に関する事項	氏名				受給資格証番号		
	住所又は居所						
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第31条に基づく職業訓練	
	(2) 職種		(3) 期間		(4) 昼夜間の別	昼間・夜間	
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 公共職業訓練等の施設の長の職、氏名 <input type="text"/>						
③ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所又は居所						
	(4) 家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		
		歳	有・無	同居・別居			
④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							
静岡市町立学校職員の退職手当に関する規則第13条第1項の規定により、上記のとおり届けます。 年 月 日 静岡県教育委員会 様 (指定都市教育委員会) 受給資格者 <input type="text"/>							
※処理欄	基本手当		寄宿手当		証明認定		

注意

- 1 この届書には、受給資格証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があつたときは、速やかに届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 3 ③欄の事項については、市町村長の証明書等を添えることを命じられることがある。
- 4 ※印欄には記載しないこと。



別記第11号様式中「1箇月」を「1カ月」に、「通所25回分」を「通所21回分」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式（第14条関係）

(表)

公共職業訓練等受講証明書

受給資格証番号		未支給区分 (1 未支給、空欄 未支給以外)						
待期満了年月日		年 月 日						
支給期間	初日	年 月 日	末日 年 月 日					
認定日数	受講日数	通所日数	特定職種受講日数 寄宿日数					
内職 (労働日数、収入額)		円	就業手当支給日数 早期就業支援金支給日数					
1 受講者氏名		2 証明対象期間 年 月						
3 訓練受講職種								
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。 (1) 公共職業訓練等が行われなかつた日 (日・祝日等) =印 (2) 公共職業訓練等を受けなかつた日のうち イ 疾病又は負傷による場合 ○印 ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印 ハ やむを得ない理由がない場合 ×印		1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31				
		5 特記事項		上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 公共職業訓練等の施設の長の職、氏名 印				
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。		イした ロしない						
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。		イ得た ロ得ない						
8 寄宿の有無		有 ( ) ・ 無						
上記のとおり申告します。 年 月 日 静岡県教育委員会 様 (指定都市教育委員会)		受講者氏名 印						
※連絡事項								
備考								

(裏)

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事項を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になつたりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであつて、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第13号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

別記第13号様式(第15条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者氏名		②受給資格証番号	
③生年月日		年 月 日	④性別
診療 担 当 者 の 証 明	⑤傷病の名称及びその程度		
	⑥初診年月日	年 月 日	
	⑦傷病の経過	年 月 日治ゆ、転医、中止、継続中	
	⑧傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	年 月 日から	日間
	⑨上記のとおり証明する。 年 月 日	診療機関の所在地 名称 電話番号 診療担当者氏名 ㊟	
支給 申 請 期 間	⑩同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	
	⑪⑩の給付を受けることができる期間	年 月 日から	日間
		年 月 日まで	日間
	⑫傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から	日間
⑬内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあった日	収入額
	内職又は手伝いにより収入を得た日		何日分の収入か
静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第15条第1項の規定により、上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 静岡県教育委員会 (指定都市教育委員会) 様 申請者氏名 ㊟			
※処 理 欄	支給期間	年 月 日から	日間
		年 月 日まで	

(裏)

注意事項

- 1 この支給申請書は、県教育委員会（指定都市教育委員会）に提出すること。
- 2 この支給申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
  - (1) 健康保険法による傷病手当金
  - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
  - (3) 地方公務員災害補償法又は国家公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
  - (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
  - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
  - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 ⑪欄には、⑧欄の期間のうち、⑩欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑩欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間をそれぞれの番号の順に記載すること。
- 5 ⑬欄には、⑧欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ⑬欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には記載しないこと。



別記第13号の2様式(第18条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載してください。)	
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労した月日を記載してください。	
	ロ しない		
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ( )	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ( )	
	ロ 応じられない		
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職	(就職先事業所)
	ロ 自営	月 日より自営業開始 (予定)	
静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第18条第1項において準用する第12条第1項の規定により、上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 様			
		高年齢受給資格証番号( ) 高年齢受給資格者氏名	④
※静岡県教育委員会 (指定都市教育委員会)	記載欄	連 絡 事 項	取扱 者印

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事項を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を( )の中に具体的に記載すること。

別記第14号様式(第18条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事項を記載してください。)	
① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労した月日を記載してください。	
	ロ しない		
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ( )	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ( )	
	ロ 応じられない		
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職	(就職先事業所)
	ロ 自営	月 日より就職 (予定) 月 日より自営業開始 (予定)	
静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第18条第2項において準用する第12条第1項の規定により、上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 様			
		特例受給資格証番号 ( ) 特例受給資格者氏名	㊦
※静岡県教育委員会 (指定都市教育委員会)	記載欄	連 絡 事 項	取扱 者 印

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事項を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口の(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を( )の中に具体的に記載すること。

別記第14号の3様式を次のとおり改める。

別記第 14 号の 3 様式(第 20 条関係)

(表)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

事業主の証明

① 申請者	氏名		住所	〒		(電話)	
-------	----	--	----	---	--	------	--

② 就職先の事業所 (開始した事業)	名称		事業所番号				
	所在地	〒		(電話)			
	事業の種類						
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年	月	日	④採用内定年月日	年	月	日
⑤職 種				⑥一週間の所定労働時間	時間	分	
⑦賃金月額	万	千円	⑧雇用期間	イ 定めなし	年	月	日まで
				ロ 定めあり	(	年	ヵ月)
				契約更新条項 (イ 有 ロ 無)			
				1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)			
⑨上記の記載事実と誤りのないことを証明する。							
年 月 日				事業主氏名 ㊟ (法人のときは名称及び代表者氏名)			

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第 20 条第 1 項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

静岡県教育委員会 様  
(指定都市教育委員会)

申請者氏名 ㊟

※処理欄	所定給付日数	日	備考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
	支給決定年月日	年 月 日	

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1カ月以内(提出期限)に、県教育委員会(指定都市教育委員会)に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○印で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○印で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○印で囲むこと。
- 6 ⑩欄は、該当する記号を○印で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

※静岡県教育委員会(指定都市教育委員会)記載欄

別記第14号の3様式の次に次の1様式を加える。

別記第14号の4様式 (第20条関係)

(表)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名				2 受給資格証番号			
3 住所		〒 (電話 )					
4 就職先の事業所		名称		事業所番号			
		所在地		〒 (電話 )			
5 一週間の所定労働時間		時間 分		6 求人申込み時等に明示した賃金額 (月額)		万 千円	
7 雇用期間中の賃金支払状況							
① 賃金支払対象期間		② ①の基礎日数		③ 賃金額			④ 備考
				A	B	計	
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
月 日 ~ 月 日							
就職年月日 ~ 月 日							
8 上記の記載事実誤りのないことを証明する。							
		年 月 日		事業主氏名 ⑩ (法人のときは名称及び代表者氏名)			
静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第20条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。							
		年 月 日		静岡県教育委員会 様 (指定都市教育委員会) 申請者氏名 ⑩			
備考							

事業主の証明

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6カ月に至つた日の翌日から起算して2カ月以内に、県教育委員会（指定都市教育委員会）に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
  - (1) 申請者の記載事項  
申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - (2) 事業主の記載事項
    - ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6カ月に至つた時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
    - イ 6欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
    - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。  
④欄は、賃金が月又は週等により定められている場合、⑤欄は、賃金が日、時間又は出来高による場合にそれぞれ記載すること。なお、月決め手当と日給が両方ある場合は、④⑤欄に区別して記載し、④⑤欄の合計額を計欄に記載すること。
    - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

※静岡県教育委員会（指定都市教育委員会）記載欄



別記第15号様式中、

⑧雇用期間	イ 定めなし	→	年	月	日	まで
	ロ 定めあり	→	(	年	カ月)	

」を

⑧雇用期間	イ 定めなし	→	年	月	日	まで
	ロ 定めあり	→	(	年	カ月)	
契約更新条項 (イ 有 ロ 無)						
1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)						

」に、

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ	再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ	再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

」を

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ	再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ	再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。

」に、

「申請者氏名 印」を「申請者氏名 ⑩」に、

※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日
------	------	---	---------	-------

」を

※処理欄	支給決定年月日	年 月 日	
------	---------	-------	--

」に

改め、

同様式(裏)中、「1箇月」を「1カ月」に改め、「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○印で囲む」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の規則により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第 36 号議案

平成 27 年度静岡県立高等学校生徒募集計画

平成 27 年度静岡県立高等学校生徒募集計画について、別紙のとおり決定する。

平成 26 年 11 月 5 日提出

静岡県教育委員会教育長

(別紙)

## 平成 27 年度 静岡県立高等学校 生徒募集計画 (一覽)

## 1 全日制の課程及び定時制の課程

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
下田	普通	5	200	普通	1	40
	理数	1	40			
南伊豆分校	園芸	1	40			
松崎	普通	3	120			
稲取	普通	3	120			
伊東	普通	4	160	普通	1	40
城ヶ崎分校	普通	1	40			
伊東商業	総合ビジネス	4	160			
熱海	普通	3	120			
土肥	普通	1	35			
	商業	1	35			
伊豆総合	機械工学	1	40			
	電気電子工学	1	40			
	建築工学	1	40			
	総合	3	120			
菫山	普通	6	240			
	理数	1	40			
伊豆中央	普通	5	200			
田方農業	生産科学	2	80			
	園芸デザイン					
	動物科学	1	40			
	食品科学	2	80			
	ライフデザイン					
三島南	普通	6	240			
三島北	普通	7	280			
御殿場	情報システム	2	80			
	情報ビジネス	2	80			
	情報デザイン	1	40			
御殿場南	普通	5	200			
小山	普通	4	160	普通	1	40
裾野	総合	5	200			
沼津東	普通	6	240			
	理数	1	40			
沼津西	普通	5	200			
	芸術	1	40			

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
沼津城北	普通	5	200			
沼津工業	機械	6	240	工業技術	1	40
	電気					
	電子					
	建築					
	土木					
	物質工学					
沼津商業	情報ビジネス	2	80			
	総合ビジネス	3	120			
吉原	普通	5	200			
	国際	1	40			
吉原工業	機械	1	40			
	電子機械	1	40			
	電気	1	40			
	電子	1	40			
	システム化学	1	40			
	数理工学	1	40			
富士	普通	7	280	普通	1	40
	理数	1	40			
富士東	普通	7	280			
富士宮東	普通	5	200	普通	1	40
	福祉	1	40			
富士宮北	普通	4	160			
	商業	2	80			
富士宮西	普通	6	240			
富岳館	総合	6	240			
清水東	普通	6	240	普通	1	40
	理数	1	40			
清水西	普通	6	240			
清水南	普通	3	120*	*ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。		
	芸術	1	40*	*ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。		

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
科学技術	機械工学	1	40	工業技術	1	40
	電気工学	1	40			
	ロボット工学	3	120			
	電子工学					
	情報システム					
	建築デザイン	1	40			
	都市基盤工学	1	40			
	物質工学	1	40			
	理工	1	40			
静岡	普通	8	320	普通	1	40
静岡城北	普通	6	240			
	国際	1	40			
静岡東	普通	8	320			
静岡西	普通	6	240			
駿河総合	総合	7	280			
静岡農業	生物生産	2	80			
	生産流通					
	環境科学	2	80			
	食品科学	2	80			
	生活科学					
静岡商業	情報処理	2	80			
	商業	5	200			
焼津中央	普通	7	280			
焼津水産	栽培漁業	1	40			
	海洋科学	2	80			
	食品科学	1	40			
	流通情報	1	40			
清流館	普通	6	240			
	福祉	1	40			
藤枝東	普通	7	280	普通	1	40
藤枝西	普通	5	200			
藤枝北	総合	5	200			
島田	普通	6	240			

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
島田工業	機械	4	160			
	電子機械					
	電気					
	情報技術					
	建築	2	80			
	都市工学					
島田商業	情報ビジネス	1	40	商業	1	40
	総合ビジネス	4	160			
金谷	普通	4	140			
川根	普通	2	80			
榛原	普通	5	200	普通	1	40
	理数	1	40			
相良	普通	2	80			
	商業	3	120			
掛川東	普通	6	240			
掛川西	普通	7	280			
	理数	1	40			
掛川工業	機械	1	40			
	電子機械	1	40			
	情報技術	1	40			
	環境設備	1	40			
	電子電気	1	40			
横須賀	普通	4	160			
池新田	普通	4	160			
小笠	総合	6	240			
遠江総合	総合	6	240			
袋井	普通	8	320			
袋井商業	商業	5	200			
磐田南	普通	7	280	普通	1	40
	理数	1	40			
磐田北	普通	6	240			
	福祉	1	40			

区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員
磐田農業	生産科学	2	80			
	生産流通					
	環境科学	1	40			
	食品科学	2	80			
	生活科学					
磐田西	普通	4	160			
	総合ビジネス	2	80			
天竜	環境	2	80			
	森林					
	総合	4	160			
春野校舎	普通	1	35			
佐久間	普通	1	40			
浜松北	普通	9	360	普通	1	40
	国際	1	40			
浜松西	普通	6	240*	*ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。		
浜松南	普通	8	320			
	理数	1	40			
浜松湖東	普通	8	320			
浜松湖南	普通	8	320			
	英語	1	40			
浜松江之島	普通	5	200			
	芸術	1	40			
浜松東	普通	5	200			
	情報ビジネス	2	80			
	総合ビジネス	2	80			
浜松大平台	総合	4	160	普通	5	200
浜松工業	機械	2	80	工業技術	1	40
	電気	2	80			
	情報技術	1	40			
	建築	1	40			
	土木	1	40			
	デザイン	1	40			
	システム化学	1	40			
	理数工学	1	40			



区分 学校名	全日制の課程			定時制の課程					
	学科名	学級数	定員	学科名	学級数	定員			
浜松城北工業	機械	3	120						
	電子機械	2	80						
	電気	1	40						
	電子	2	80						
浜松商業	情報処理	2	80						
	商業	7	280						
浜名	普通	9	360				普通	1	40
浜北西	普通	8	320						
浜松湖北	普通	4	160						
	産業マネジメントⅠ	1	40						
	産業マネジメントⅡ	2	80						
	産業マネジメントⅢ	1	40						
新居	普通	6	240	普通	1	40			
湖西	普通	5	200						
三島長陵							普通	5	200
静岡中央							普通	6	240

計		517	20,645
---	--	-----	--------

33	1,320
----	-------

## 2 通信制の課程

学校名	学科名	定員
静岡中央	普通	1,000

## 3 専攻科

学校名	学科名	定員
焼津水産	航海工学	15

(参考1)

平成27年度静岡県公立高等学校生徒募集計画(要旨)

平成26年11月5日  
静岡県教育委員会

静岡県教育委員会は、各地区の中学校卒業予定者数や進学状況の実績などに十分留意するとともに、私学関係者その他関係機関と連携を保ちつつ、下記により平成27年度静岡県公立高等学校生徒募集計画を策定した。

記

1 全日制の課程

(1) 募集定員

平成27年3月の県内中学校卒業予定者数を35,463人(前年度実績35,989人)と推測し、うち全日制の課程、定時制の課程及び高等専門学校等への進学者を34,125人と見込んだ。

このうち、高等学校全日制の課程への入学予定者数を公私立合わせて33,103人と見込み、公立が概ね3分の2を受け入れることとし、公立高等学校全日制の課程の募集定員を22,085人とした。

(2) 学級定員

学級定員は、長期欠席生徒選抜実施校3校7学級(県立土肥高等学校普通科1学級・商業科1学級、県立金谷高等学校普通科4学級、県立天竜高等学校春野校舎普通科1学級)を35人とし、他のすべての学級について40人とした。

(3) 募集学級数

553学級(前年度実績559学級)とした。

2 定時制の課程

募集学級数・募集定員は、在籍生徒数の実績等を踏まえ、34学級(前年度実績と同じ)1,360人(前年度実績と同じ)とした。

3 通信制の課程

募集定員は、1,000人(前年度実績と同じ)とした。

(参考2)

平成27年度 静岡県公立高等学校生徒募集計画 総括表

		平成26年度	平成27年度	増減	
中学校卒業(予定)者数		35,989人	35,463人	-526人	
高等学校数		94校	92校	-2校 <sup>*1</sup>	
	県立	89校	87校	-2校 <sup>*1</sup>	
	市立	5校	5校	±0	
全日制募集定員		22,325人	22,085人	-240人	
・学級数		559学級 <sup>*2</sup>	553学級 <sup>*2</sup>	-6学級	
	県立	20,885人	20,645人	-240人	
		523学級 <sup>*2</sup>	517学級 <sup>*2</sup>	-6学級	
		516学級(40人) 7学級(35人)	510学級(40人) 7学級(35人)	-6学級(40人) ±0	
	市立	1,440人	1,440人	±0	
		36学級	36学級	±0	
定時制募集定員		1,360人	1,360人	±0	
・学級数		34学級	34学級	±0	
	学年制による定時制	県立	680人	680人	±0
		市立	17学級	17学級	±0
		40人	40人	±0	
	単位制による定時制	県立	1学級	1学級	±0
		640人	640人	±0	
		16学級	16学級	±0	

<sup>\*1</sup> 県立引佐高校と県立気賀高校、県立三ヶ日高校が県立浜松湖北高校に再編整備

<sup>\*2</sup> うち県立土肥高校の普通科及び商業科、県立金谷高校の普通科、県立天竜高校春野校舎の普通科の学級定員を35人とした。

<平成27年度生徒募集計画において募集定員に変更がある県立高等学校>

全日制の課程

学校名	学科	学級増減
静岡城北	普通	1学級減
磐田西	普通	1学級減
佐久間	普通	1学級減
浜松南	普通	1学級減
浜松湖東	普通	1学級減
浜松湖南	普通	1学級減

(参考3)

平成27年度 市立高等学校募集定員一覧

1 全日制の課程

学校名	学科名	学級数	定員	対前年度増減
沼津市立沼津	普通	5	200*	増減なし *ただし併設型中学校からの入学予定者を含む。
富士市立	ビジネス探究	2	80	増減なし
	スポーツ探究	1	40	
	総合探究	3	120	
静岡市立清水桜が丘	普通	4	160	増減なし
	商業	3	120	
静岡市立	普通	7	280	増減なし
	科学探究	1	40	
浜松市立	普通	10	400**	増減なし **ただしインターナショナルクラスの募集は、浜松市教育委員会が別途実施する。
計		36	1,440	

2 定時制の課程

学校名	学科名	学級	定員	対前年度増減
静岡市立	普通	1	40	増減なし

第 37 号議案

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 11 月 5 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 37 号議案 概要>

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則について

1 改正の理由及び概要

- (1) 静岡県立引佐高等学校、静岡県立気賀高等学校及び静岡県立三ヶ日高等学校を再編整備し新たに静岡県立浜松湖北高等学校を設置するため、所要の改正を行う。(別表第 1、附則関係)
- (2) 平成 27 年度静岡県立高等学校の生徒定員を規定すること等に伴い、所要の改正を行う。(別表第 1 関係)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月11日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程						定 時 制 の 課 程						所在地	
	学 科	生 徒 定 員				学 科	昼 夜 別	生 徒 定 員						
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	計		
静岡県立下田 高等 学 校	普 理	通 数	200 40	200 40	200 40	600 120	普 通	夜	40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南伊豆分校	園	芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
静岡県立松崎 高等 学 校	普	通	120	120	120	360								賀茂郡松崎町桜 田188
静岡県立稲取 高等 学 校	普	通	120	120	120	360								賀茂郡東伊豆町 稲取3012-2
静岡県立伊東 高等 学 校	普	通	160	160	160	480	普 通	夜	40	40	40	40	160	伊東市岡入の道 1229-3
城ヶ崎分校	普	通	40	40	40	120								伊東市八幡野 1120
静岡県立伊東 商業高等学 校	総合ビジネス		160	160	160	480								伊東市吉田748 - 1
静岡県立熱海 高等 学 校	普	通	120	120	120	360								熱海市下多賀字 向山1484-22
静岡県立土肥 高等 学 校	普 商	通 業	35 35	35 35	35 35	105 105								伊豆市土肥870 - 1
静岡県立伊豆 総合高等学 校	機 械 工 学 電 気 電 子 工 学 建 築 工 学		40 40 40	40 40 40	40 40 40	120 120 120								伊豆市牧之郷 892
静岡県立韮山 高等 学 校	普 理	通 数	240 40	240 40	240 40	720 120								伊豆の国市韮山 韮山229
静岡県立伊豆 中央高等学 校	普	通	200	200	200	600								伊豆の国市寺家 970-1
静岡県立田方 農業高等学 校	生 産 科 学 園 芸 デ ザ イ ン 動 物 科 学 食 品 科 学 ラ イ フ テ ー サ イ ン		80 40 40 80	40 40 40 40	40 40 40 40	240 120 240								田方郡函南町塚 本961
静岡県立三島 北高等学 校	普	通	280	280	280	840								三島市文教町一 丁目3-18

静岡県立御殿場高等学校	情報システム	80	80	80	240												御殿場市御殿場 192-1
	情報ビジネス	80	80	80	240												
	情報デザイン	40	40	40	120												
静岡県立御殿場南高等学校	普通	200	200	200	600												御殿場市新橋 1450
静岡県立小山高等学校	普通	160	160	160	480	普通	夜	40	40	40	40	160					駿東郡小山町竹 之下369
静岡県立沼津西高等学校	普通	200	200	200	600												沼津市本字千本 1910-9
静岡県立沼津城北高等学校	普通	200	200	160	560												沼津市岡一色 875
静岡県立沼津工業高等学校	機械	240	40	40	720	工業 技術	夜	40	40	40	40	160					沼津市下香貫八 重129-1
	電気		40	40													
	電子		40	40													
	建築		40	40													
	物質工学		40	40													
静岡県立沼津商業高等学校	情報ビジネス	80	80	80	240												駿東郡清水町徳 倉1205
静岡県立吉原高等学校	普通	200	200	200	600												富士市今泉2160
	国際	40	40	40	120												
静岡県立吉原工業高等学校	機械	40	40	40	120												富士市比奈2300
	電子機械	40	40	40	120												
	電気	40	40	40	120												
	電子	40	40	40	120												
	システム化学	40	40	40	120												
数理工学	40	40	40	120													
静岡県立富士高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160					富士市松本17
静岡県立富士東高等学校	普通	280	280	280	840												富士市今泉2921
静岡県立富士宮東高等学校	福祉	200	200	160	560	普通	夜	40	40	40	40	160					富士宮市小泉 1234
静岡県立富士宮北高等学校	普通	160	160	160	480												富士宮市宮北町 230
	商業	80	80	80	240												
静岡県立富士宮西高等学校	普通	240	240	240	720												富士宮市淀師 1550
静岡県立清水東高等学校	普通	240	240	280	760	普通	夜	40	40	40	40	160					静岡市清水区秋 吉町5-10
静岡県立清水西高等学校	普通	240	240	240	720												静岡市清水区青 葉町5-1
静岡県立清水南高等学校	普通	120	120	120	360												静岡市清水区折 戸三丁目2-1



静岡県立科学技術高等学校	機械工学	40	40	40	120	工業技術	夜	40	40	40	40	160	静岡市葵区長沼500-1
	電気工学	40	40	40	120								
	ロボット工学	120	40	40	360								
	電子工学		40	40									
	情報システム		40	40									
	建築デザイン	40	40	40	120								
	都市基盤工学	40	40	40	120								
物質工学	40	40	40	120									
物理工	40	40	40	120									
静岡県立静岡高等学校	普通	320	320	320	960	普通	夜	40	40	40	40	160	静岡市葵区長谷町66
静岡県立静岡城北高等学校	普通	240	280	280	800								静岡市葵区北安東二丁目3-1
静岡県立静岡東高等学校	普通	320	320	320	960								静岡市葵区川合三丁目24-1
静岡県立静岡西高等学校	普通	240	240	240	720								静岡市葵区牧ヶ谷680-1
静岡県立静岡農業高等学校	生物生産	80	40	40	240								静岡市葵区古庄三丁目1-1
	生産流通		40	40									
	環境科学	80	80	80	240								
静岡県立静岡商業高等学校	情報処	80	80	80	240								静岡市葵区田町七丁目90
	理業	200	200	200	600								
静岡県立焼津中央高等学校	普通	280	280	280	840								焼津市小土157-1
静岡県立焼津水産高等学校	栽培漁業	40	40	40	120								焼津市焼津五丁目5-2
	海洋科学	80	80	40	200								
	食品科学	40	40	40	120								
静岡県立清流館高等学校	流通情報	40	40	40	120								焼津市上新田292-1
	福祉	240	240	240	720								
静岡県立藤枝東高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160	藤枝市天王町一丁目7-1
静岡県立藤枝西高等学校	普通	200	200	200	600								藤枝市城南二丁目4-6
静岡県立島田高等学校	普通	240	240	240	720								島田市稲荷一丁目7-1
静岡県立島田工業高等学校	機械	160	40	40	480								島田市阿知ヶ谷201
	電子機械		40	40									
	電気		40	40									
	情報技術		40	40									
建築	80	40	40	240									
都市工学	40	40											
静岡県立島田商業高等学校	情報ビジネス	40	40	40	120	商業	夜	40	40	40	40	160	島田市祇園町8707
	総合ビジネス	160	160	160	480								

静岡県立金谷高等学校	普通	140	140	140	420											島田市金谷根岸町35
静岡県立川根高等学校	普通	80	80	80	240											榛原郡川根本町徳山1644-1
静岡県立榛原高等学校	普通	200	200	200	600	普通	夜	40	40	40	40	160				牧之原市静波850
静岡県立相良高等学校	普通	80	80	80	240											牧之原市波津1700-3
静岡県立掛川西高等学校	普通	280	280	280	840											掛川市城西一丁目1-6
静岡県立掛川工業高等学校	機械	40	40	40	120											掛川市葵町15-1
	電子機械	40	40	40	120											
	情報技術	40	40	40	120											
	設備システム	—	40	40	80											
	環境設備	40	—	—	40											
電子電気	40	40	40	120												
静岡県立横須賀高等学校	普通	160	160	160	480											掛川市横須賀1491-1
静岡県立池新田高等学校	普通	160	160	160	480											御前崎市池新田2907-1
静岡県立袋井高等学校	普通	320	320	280	920											袋井市愛野2446-1
静岡県立袋井商業高等学校	商業	200	200	200	600											袋井市久能2350
静岡県立磐田南高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160				磐田市見付3084
静岡県立磐田北高等学校	普通	240	240	200	680											磐田市見付2031-2
静岡県立磐田農業高等学校	生産科学	} 80	40	40	} 240											磐田市中泉168
	生産流通		40	40												
	環境科学	40	40	40	120											
	食品科学	} 80	40	40	} 240											
生活科学	40		40													
静岡県立磐田西高等学校	普通	160	200	160	520											磐田市中泉2680-1
静岡県立天竜高等学校	総合ビジネス	80	80	80	240											浜松市天竜区二俣町二俣601
	普通	—	—	120	120											
	環境システム	—	—	40	40											
	建築デザイン	—	—	40	40											
春野校舎	森林科学	—	—	40	40											浜松市天竜区春野町堀之内284
	環境	} 80	40	—	} 160											
森林	40		—													
静岡県立佐久間高等学校	普通	40	80	80	200											浜松市天竜区佐久間町中部683-1
静岡県立浜松北高等学校	普通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160				浜松市中区広沢一丁目30-1
	通際	40	40	40	120											

静岡県立浜松西高等学校	普通	240	240	240	720											浜松市中区西伊場町3-1
静岡県立浜松南高等学校	普通 理数	320 40	360 40	320 40	1000 120											浜松市南区米津町961
静岡県立浜松湖東高等学校	普通	320	360	320	1000											浜松市西区大人見町3600
静岡県立浜松湖南高等学校	普通 英語	320 40	360 40	320 40	1000 120											浜松市西区馬郡町3791-1
静岡県立浜松江之島高等学校	普通 芸術	200 40	200 40	200 40	600 120											浜松市南区江之島町630-1
静岡県立浜松東高等学校	普通 情報ビジネス 総合ビジネス	200 80 80	200 80 80	160 80 80	560 240 240											浜松市東区笠井新田町1442
静岡県立浜松工業高等学校	機械 電気 情報技術 建築 土木 デザイン システム化学 理工学	80 80 40 40 40 40 40 40	80 80 40 40 40 40 40 40	80 40 40 40 40 40 40 40	240 200 120 120 120 120 120 120	工業 技術	夜	40	40	40	40	160				浜松市北区初生町1150
静岡県立浜松城北高等学校	機械 電子機械 電気 電子	120 80 40 80	120 80 40 80	120 80 40 80	360 240 120 240											浜松市中区住吉五丁目16-1
静岡県立浜松商業高等学校	経理 情報処理 国際経済 商業	- 80 - 280	- 80 - 280	120 120 80 560	120 280 80 560											浜松市中区文丘町4-11
静岡県立浜松名高等学校	普通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160				浜松市浜北区西美蓮2939-1
静岡県立浜松西高等学校	普通	320	320	320	960											浜松市浜北区新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普通 商業 産業技術Ⅱ 産業技術Ⅰ・Ⅲ 産業マネジメントⅠ 産業マネジメントⅡ 産業マネジメントⅢ	160 - - - 40 80 40	160 40 80 40 - - -	160 40 80 40 - - -	480 80 160 80 40 80 40											浜松市北区引佐町金指1428
静岡県立新居高等学校	普通	240	240	240	720	普通	夜	40	40	40	40	160				湖西市新居町内山2036
静岡県立湖西高等学校	普通	200	200	200	600											湖西市鷺津1510-2

2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	360					伊豆市牧之郷892
静岡県立三島南高等学校	普 通	720					三島市大場608
静岡県立裾野高等学校	総 合	600					裾野市佐野900-1
静岡県立沼津東高等学校	普 通 理 数	720 120					沼津市岡宮812
静岡県立富岳館高等学校	総 合	720					富士宮市弓沢町732
静岡県立駿河総合高等学校	総 合	840					静岡市駿河区有東 三丁目4-17
静岡県立藤枝北高等学校	総 合	600					藤枝市郡970
静岡県立掛川東高等学校	普 通	720					掛川市南西郷1357
静岡県立小笠高等学校	総 合	720					菊川市東横地1222-3
静岡県立遠江総合高等学校	総 合	720					周智郡森町森2085
静岡県立天竜高等学校	総 合	320					浜松市天竜区二 俣町二俣601
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	800			浜松市西区大平台 四丁目25-1
静岡県立三島長陵高等学校			普 通	800			三島市文教町一丁目 3-93
静岡県立静岡中央高等学校			普 通	960	普 通	4000	静岡市葵区城北 二丁目29-1

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において静岡県立引佐高等学校、静岡県立気賀高等学校又は静岡県立三ヶ日高等学校に在学する者は、この規則の施行の日に静岡県立浜松湖北高等学校に在学する者となるものとする。この場合において、静岡県立引佐高等学校、静岡県立気賀高等学校又は静岡県立三ヶ日高等学校で修得した単位は、静岡県立浜松湖北高等学校で修得した単位とみなす。

(参考資料)

# 新 旧 対 照 表

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

改 正 前

別表第1（第5条関係）

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程						定 時 制 の 課 程						所在地
	学 科	生 徒 定 員				学 科	昼 夜 別	生 徒 定 員					
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	計	
静岡県立下田 高等学 校	普 通 数 理	200 40	200 40	200 40	600 120	普 通	夜	40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南伊豆分校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
静岡県立松崎 高等学 校	普 通	120	120	120	360								賀茂郡松崎町桜 田188
静岡県立稲取 高等学 校	普 通	120	120	120	360								賀茂郡東伊豆町 稲取3012-2
静岡県立伊東 高等学 校	普 通	160	160	200	520	普 通	夜	40	40	40	40	160	伊東市岡入の道 1229-3
城ヶ崎分校	普 通	40	40	40	120								伊東市八幡野 1120
静岡県立伊東 商業高等学 校	総合ビジネス	160	160	160	480								伊東市吉田748 -1
静岡県立熱海 高等学 校	普 通	120	120	120	360								熱海市下多賀字 向山1484-22
静岡県立土肥 高等学 校	普 通 商 業	35 35	35 35	35 35	105 105								伊豆市土肥870 -1
静岡県立伊豆 総合高等学 校	機 械 工 学 電 気 電 子 工 学 建 築 工 学	40 40 40	40 40 40	40 40 40	120 120 120								伊豆市牧之郷 892
静岡県立韮山 高等学 校	普 通 数 理	240 40	240 40	240 40	720 120								伊豆の国市韮山 韮山229
静岡県立伊豆 中央高等学 校	普 通	200	200	240	640								伊豆の国市寺家 970-1
静岡県立田方 農業高等学 校	生 産 科 学 園 芸 デ ザ イン 動 物 科 学 食 品 科 学 ラ イ フ デ ザ イン	80 40 40 80	40 40 40 40	40 40 40 40	240 120 240								田方郡函南町塚 本961
静岡県立三島 北高等学 校	普 通	280	280	280	840								三島市文教町一 丁目3-18
静岡県立御殿 場高等学 校	情 報 シ ス テ ム 情 報 ビ ジ ネ ス 情 報 デ ザ イン	80 80 40	80 80 40	80 80 40	240 240 120								御殿場市御殿場 192-1

# 対 照 表

## 改 正 後

別表第1 (第5条関係)

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程						定 時 制 の 課 程						所在地
	学 科	生 徒 定 員				学 科	昼 夜 別	生 徒 定 員					
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	計	
静岡県立下田 高等学校	普通 数	200 40	200 40	200 40	600 120	普通	夜	40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南伊豆分校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
静岡県立松崎 高等学 校	普 通	120	120	120	360								賀茂郡松崎町桜 田188
静岡県立稲取 高等学 校	普 通	120	120	120	360								賀茂郡東伊豆町 稲取3012-2
静岡県立伊東 高等学 校	普 通	160	160	160	480	普通	夜	40	40	40	40	160	伊東市岡入の道 1229-3
城ヶ崎分校	普 通	40	40	40	120								伊東市八幡野 1120
静岡県立伊東 商業高等学 校	総合ビジネス	160	160	160	480								伊東市吉田748 -1
静岡県立熱海 高等学 校	普 通	120	120	120	360								熱海市下多賀字 向山1484-22
静岡県立土肥 高等学 校	普 通 業	35 35	35 35	35 35	105 105								伊豆市土肥870 -1
静岡県立伊豆 総合高等学 校	機 械 工 学	40	40	40	120								伊豆市牧之郷 892
	電 気 電 子 工 学	40	40	40	120								
	建 築 工 学	40	40	40	120								
静岡県立菰山 高等学 校	普 通 数	240 40	240 40	240 40	720 120								伊豆の国市菰山 菰山229
静岡県立伊豆 中央高等学 校	普 通	200	200	200	600								伊豆の国市寺家 970-1
静岡県立田方 農業高等学 校	生 産 科 学	} 80	40	40	} 240								田方郡函南町塚 本961
	園 芸 デ ザ イ ン		40	40									
	動 物 科 学	40	40	40	120								
	食 品 科 学	} 80	40	40	} 240								
ラ イ フ デ ザ イ ン	40		40										
静岡県立三島 北高等学 校	普 通	280	280	280	840								三島市文教町一 丁目3-18
静岡県立御殿 場高等学 校	情 報 シ ス テ ム	80	80	80	240								御殿場市御殿場 192-1
	情 報 ビ ジ ネ ス	80	80	80	240								
	情 報 デ ザ イ ン	40	40	40	120								

新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

改 正 前

静岡県立御殿場南高等学校	普通	200	200	240	640										御殿場市新橋1450						
静岡県立小山高等学校	普通	160	160	160	480	普通	夜	40	40	40	40	160			駿東郡小山町竹之下369						
静岡県立沼津西高等学校	普通芸術	200	200	200	600										沼津市本字千本1910-9						
静岡県立沼津城北高等学校	普通	200	160	200	560										沼津市岡一色875						
静岡県立沼津工業高等学校	機械電気電子土木物質工学	240	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	160	工業技術	夜	40	40	40	40	160	沼津市下香貫八重129-1
静岡県立沼津商業高等学校	国際ビジネス 情報ビジネス 総合ビジネス	二 80 120	二 80 120	160 80 二	160 240 240										駿東郡清水町徳倉1205						
静岡県立吉原高等学校	普通 国際	200 40	200 40	200 40	600 120										富士市今泉2160						
静岡県立吉原工業高等学校	機械電子電気システム数理工学	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40		富士市比奈2300						
静岡県立富士高等学校	普通 理数	280 40	280 40	280 40	840 120	普通	夜	40	40	40	40	160			富士市松本17						
静岡県立富士東高等学校	普通	280	280	280	840										富士市今泉2921						
静岡県立富士宮東高等学校	普通 福祉	200 40	160 40	200 40	560 120	普通	夜	40	40	40	40	160			富士宮市小泉1234						
静岡県立富士宮北高等学校	普通 商業	160 80	160 80	160 80	480 240										富士宮市宮北町230						
静岡県立富士宮西高等学校	普通	240	240	240	720										富士宮市淀師1550						
静岡県立清水東高等学校	普通 理数	240 40	280 40	240 40	760 120	普通	夜	40	40	40	40	160			静岡市清水区秋吉町5-10						
静岡県立清水西高等学校	普通	240	240	240	720										静岡市清水区青葉町5-1						



# 対 照 表

## 改 正 後

改 正 後													
静岡県立御殿南高等学校	普通	200	200	200	600								御殿場市新橋1450
静岡県立小山高等学校	普通	160	160	160	480	普通	夜	40	40	40	40	160	駿東郡小山町竹之下369
静岡県立沼津西高等学校	芸術	200	200	200	600								沼津市本字千本1910-9
静岡県立沼津城北高等学校	普通	200	200	160	560								沼津市岡一色875
静岡県立沼津工業高等学校	機械	240	40	40	720	工業技術	夜	40	40	40	40	160	沼津市下香貫八重129-1
	電気		40	40									
	電子		40	40									
	建築		40	40									
	土木		40	40									
物質工学	40	40											
静岡県立沼津商業高等学校	情報ビジネス 総合ビジネス	80 120	80 120	80 120	240 360								駿東郡清水町徳倉1205
静岡県立吉原高等学校	普通 国際	200 40	200 40	200 40	600 120								富士市今泉2160
静岡県立吉原工業高等学校	機械	40	40	40	120								富士市比奈2300
	電子機械	40	40	40	120								
	電気	40	40	40	120								
	電子	40	40	40	120								
	システム化学 数理工学	40 40	40 40	40 40	120 120								
静岡県立富士高等学校	普通 数理	280 40	280 40	280 40	840 120	普通	夜	40	40	40	40	160	富士市松本17
静岡県立富士東高等学校	普通	280	280	280	840								富士市今泉2921
静岡県立富士宮東高等学校	福祉	200	200	160	560	普通	夜	40	40	40	40	160	富士宮市小泉1234
静岡県立富士宮北高等学校	普通	160	160	160	480								富士宮市宮北町230
	商業	80	80	80	240								
静岡県立富士宮西高等学校	普通	240	240	240	720								富士宮市淀師1550
静岡県立清水東高等学校	普通 数理	240 40	240 40	280 40	760 120	普通	夜	40	40	40	40	160	静岡市清水区秋吉町5-10
静岡県立清水西高等学校	普通	240	240	240	720								静岡市清水区青葉町5-1

新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

改 正 前

静岡県立清水南高等学校	普通芸術	120	120	120	360											静岡市清水区折戸三丁目2-1
静岡県立科学技術高等学校	機械工学	40	40	40	120	工業技術	夜	40	40	40	40	160				静岡市葵区長沼500-1
	電気工学	40	40	40	120											
	ロボット工学	120	40	40	360											
	電子工学															
	情報システム															
	建築デザイン	40	40	40	120											
	都市基盤工学	40	40	40	120											
物質工学	40	40	40	120												
理工	40	40	40	120												
静岡県立静岡高等学校	普通	320	320	320	960	普通	夜	40	40	40	40	160			静岡市葵区長谷町66	
静岡県立静岡城北高等学校	普通国際	280	280	240	800										静岡市葵区北安東二丁目3-1	
静岡県立静岡東高等学校	普通	320	320	320	960										静岡市葵区川合三丁目24-1	
静岡県立静岡西高等学校	普通	240	240	240	720										静岡市葵区牧ヶ谷680-1	
静岡県立駿河総合高等学校	普通	二	二	120	120										静岡市駿河区有東三丁目4-17	
	商業	二	二	160	160											
静岡県立静岡農業高等学校	生物生産	80	40	40	240											静岡市葵区古庄三丁目1-1
	生産流通															
	環境科学	80	80	80	240											
	食品科学	80	40	40	240											
生活科学																
静岡県立静岡商業高等学校	情報処理	80	80	80	240										静岡市葵区田町七丁目90	
	商業	200	200	160	560											
静岡県立焼津中央高等学校	普通	280	280	280	840										焼津市小土157-1	
静岡県立焼津水産高等学校	栽培漁業	40	40	40	120										焼津市焼津五丁目5-2	
	海洋科学	80	40	40	160											
	食品科学	40	40	40	120											
静岡県立清流館高等学校	流通情報	40	40	40	120										焼津市上新田292-1	
	福祉	40	40	40	120											
静岡県立藤枝東高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160			藤枝市天王町一丁目7-1	

# 対 照 表

## 改 正 後

静岡県立清水南高等学校	水芸	普通	120	120	120	360												静岡市清水区折戸三丁目2-1	
静岡県立静岡技術高等学校	工学部	機械工学	40	40	40	120	工業技術	夜	40	40	40	40	160					静岡市葵区長沼500-1	
		電気工学	40	40	40	120													
		ロボット工学	120	40	40	40													360
		電子工学																	
		情報システム																	
		建築デザイン	40	40	40	120													
		都市基盤工学	40	40	40	120													
物質工学	40	40	40	120															
理工	40	40	40	120															
静岡県立静岡高等学校	普通	320	320	320	960	普通	夜	40	40	40	40	160					静岡市葵区長谷町66		
静岡県立静岡城北高等学校	普通	240	280	280	800													静岡市葵区北安東二丁目3-1	
静岡県立静岡東高等学校	普通	320	320	320	960													静岡市葵区川合三丁目24-1	
静岡県立静岡西高等学校	普通	240	240	240	720													静岡市葵区牧ヶ谷680-1	
静岡県立静岡農業高等学校	農学	生物生産	80	40	40	240												静岡市葵区古庄三丁目1-1	
		生産流通		40	40														
		環境科学	80	80	80	240													
静岡県立静岡商業高等学校	商業	情報処理	80	80	80	240												静岡市葵区田町七丁目90	
		商業	200	200	200	600													
静岡県立静岡中央高等学校	普通	280	280	280	840													焼津市小土157-1	
静岡県立静岡水産高等学校	水産	栽培漁業	40	40	40	120													焼津市焼津五丁目5-2
		海洋科学	80	80	40	200													
		食品科学	40	40	40	120													
		流通情報	40	40	40	120													
静岡県立静岡清流通館高等学校	普通	240	240	240	720													焼津市上新田292-1	
静岡県立静岡藤枝東高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160						藤枝市天王町一丁目7-1	

新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

改 正 前

静岡県立藤枝西高等学校	普通	200	200	240	640											藤枝市城南二丁目4-6	
静岡県立島田高等学校	普通	240	240	240	720											島田市稲荷一丁目7-1	
静岡県立島田工業高等学校	機械 電子機械 電気機械 情報技術 建築 都市工学	}160	40	40	}480											島田市阿知ヶ谷201	
			40	40													
			40	40													
			40	40													
静岡県立島田商業高等学校	経理ビジネス 国際ビジネス 情報ビジネス 総合ビジネス	}80	二	二	80	80	商業	夜	40	40	40	40	160			島田市祇園町8707	
			二	二	40	40											
			40	40	80	160											
			160	160	二	320											
静岡県立金谷高等学校	普通	140	140	140	420											島田市金谷根岸町35	
静岡県立川根高等学校	普通	80	80	80	240											榛原郡川根本町徳山1644-1	
静岡県立榛原高等学校	普通	200	200	200	600	普通	夜	40	40	40	40	160				牧之原市静波850	
通数	40	40	40	120													
静岡県立相良高等学校	普通	80	80	80	240											牧之原市波津1700-3	
静岡県立掛川西高等学校	普通	通数	280	280	280	840										掛川市城西一丁目1-6	
			40	40	40	120											
静岡県立掛川工業高等学校	機械 電子機械 情報技術 設備システム 電子電気		40	40	80	160											掛川市葵町15-1
			40	40	40	120											
			40	40	40	120											
			40	40	40	120											
静岡県立横須賀高等学校	普通	160	160	160	480											掛川市横須賀1491-1	
静岡県立池新田高等学校	普通	160	160	160	480											御前崎市池新田2907-1	
静岡県立袋井高等学校	普通	320	280	280	880											袋井市愛野2446-1	

# 対 照 表

## 改 正 後

改 正 後													
静岡県立藤枝西高等学校	普通	200	200	200	600								藤枝市城南二丁目4-6
静岡県立島田高等学校	普通	240	240	240	720								島田市稲荷一丁目7-1
静岡県立島田工業高等学校	機械	160	40	40	480								島田市阿知ヶ谷201
	電子機械		40	40									
	電気		40	40									
	情報技術		40	40									
	建築	80	40	40	240								
	都市工学		40	40									
静岡県立島田商業高等学校	情報ビジネス 総合ビジネス	40 160	40 160	40 160	120 480	商業	夜	40	40	40	40	160	島田市祇園町8707
静岡県立金谷高等学校	普通	140	140	140	420								島田市金谷根岸町35
静岡県立川根高等学校	普通	80	80	80	240								榛原郡川根本町徳山1644-1
静岡県立榛原高等学校	普通	200	200	200	600	普通	夜	40	40	40	40	160	牧之原市静波850
		40	40	40	120								
静岡県立相良高等学校	普通	80	80	80	240								牧之原市波津1700-3
		120	120	120	360								
静岡県立掛川西高等学校	普通	280	280	280	840								掛川市城西一丁目1-6
		40	40	40	120								
静岡県立掛川工業高等学校	機械	40	40	40	120								掛川市葵町15-1
	電子機械	40	40	40	120								
	情報技術	40	40	40	120								
	設備システム	二	40	40	80								
	環境設備	40	二	二	40								
電子電気	40	40	40	120									
静岡県立横須賀高等学校	普通	160	160	160	480								掛川市横須賀1491-1
静岡県立池新田高等学校	普通	160	160	160	480								御前崎市池新田2907-1
静岡県立袋井高等学校	普通	320	320	280	920								袋井市愛野2446-1

新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

改 正 前

静岡県立袋井校 商業高等学	商 業	200	200	200	600									袋井市久能2350
静岡県立磐田校 南高等学	普 通 理 数	280 40	280 40	280 40	840 120	普 通	夜	40	40	40	40	160		磐田市見付3084
静岡県立磐田校 北高等学	普 通 福 祉	240 40	200 40	200 40	640 120									磐田市見付2031 -2
静岡県立磐田校 農業高等学	生 産 科 学	} 80	40	40	} 240									磐田市中泉168
	生 産 流 通		40	40										
	環 境 科 学	} 80	40	40	} 240									
	食 品 科 学		40	40										
生 活 科 学		40	40											
静岡県立磐田校 西高等学	普 通 総合ビジネス	200 80	160 80	160 80	520 240									磐田市中泉2680 -1
静岡県立天竜校 高等学	普 通	-	120	120	240									浜松市天竜区二 俣町二俣601
	環 境 シ ス テ ム	-	40	40	80									
	建 築 デ ザ イ ン	-	40	40	80									
	森 林 科 学	-	40	40	80									
春野校舎	環 境 科 学	} 80	二	二	} 80									
	森 林 科 学		二	二										
春野校舎	普 通	35	70	70	175								浜松市天竜区春 野町堀之内284	
静岡県立佐久校 間高等学	普 通	80	80	80	240									浜松市天竜区佐 久間町中部683-1
静岡県立浜松校 北高等学	普 通 国 際	360 40	360 40	360 40	1080 120	普 通	夜	40	40	40	40	160		浜松市中区広沢 一丁目30-1
静岡県立浜松校 西高等学	普 通	240	240	240	720									浜松市中区西伊 場町3-1
静岡県立浜松校 南高等学	普 通 理 数	360 40	320 40	360 40	1040 120									浜松市南区米津 町961
静岡県立浜松校 湖東高等学	普 通	360	320	320	1000									浜松市西区大人 見町3600
静岡県立浜松校 湖南高等学	普 通 英 語	360 40	320 40	320 40	1000 120									浜松市西区馬郡 町3791-1
静岡県立浜松校 江之島高等学	普 通 芸 術	200 40	200 40	200 40	600 120									浜松市南区江之 島町630-1

# 対 照 表

## 改 正 後

静岡県立袋井商業高等学校	商業	200	200	200	600									袋井市久能2350
静岡県立磐田南高等学校	普通	280	280	280	840	普通	夜	40	40	40	40	160		磐田市見付3084
静岡県立磐田北高等学校	福祉	240	240	200	680									磐田市見付2031-2
静岡県立磐田農業高等学校	生産科学	} 80	40	40	} 240									磐田市中泉168
	生産流通		40	40										
	環境科学	} 80	40	40	} 240									
	食品科学		40	40										
生活科学		40	40											
静岡県立磐田西高等学校	普通	160	200	160	520									磐田市中泉2680-1
静岡県立天竜高等学校	総合ビジネス	80	80	80	240									
	普通	-	二	120	120									浜松市天竜区二俣町二俣601
	環境システム	-	二	40	40									
	建築デザイン	-	二	40	40									
	森林科学	-	二	40	40									
環境	} 80	40	-	} 160										
森林		40	-											
春野校舎	普通	35	35	70	140									浜松市天竜区春野町堀之内284
静岡県立佐久間高等学校	普通	40	80	80	200									浜松市天竜区佐久間町中部683-1
静岡県立浜松北高等学校	普通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160		浜松市中区広沢一丁目30-1
静岡県立浜松西高等学校	国際	40	40	40	120									浜松市中区西伊場町3-1
静岡県立浜松南高等学校	普通	240	240	240	720									浜松市南区米津町961
静岡県立浜松湖東高等学校	普通	320	360	320	1000									浜松市西区大人見町3600
静岡県立浜松湖南高等学校	英語	40	40	40	120									浜松市西区馬郡町3791-1
静岡県立浜松江之島高等学校	普通	200	200	200	600									浜松市南区江之島町630-1
	芸術	40	40	40	120									





# 対 照 表

## 改 正 後

		200	200	160	560										
静岡県立浜松東高等学校	普通	200	200	160	560										
	情報ビジネス	80	80	80	240										浜松市東区笠井新田町1442
	総合ビジネス	80	80	80	240										
静岡県立浜松工業高等学校	機械	80	80	80	240	工業技術	夜	40	40	40	40	160			浜松市北区初生町1150
	電気	80	80	40	200										
	情報技術	40	40	40	120										
	建築	40	40	40	120										
	土木	40	40	40	120										
	デザイン	40	40	40	120										
	システム化学	40	40	40	120										
理数工学	40	40	40	120											
静岡県立浜松城北工業高等学校	機械	120	120	120	360										浜松市中区住吉五丁目16-1
	電子機械	80	80	80	240										
	電気	40	40	40	120										
	電子	80	80	80	240										
静岡県立浜松商業高等学校	経理	—	二	120	120										
	情報処理	80	80	120	280										浜松市中区文丘町4-11
	国際経済	—	二	80	80										
	商業	280	280	—	560										
静岡県立浜松高等学校	普通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160			浜松市浜北区西美茵2939-1
静岡県立浜松西高等学校	普通	320	320	320	960										浜松市浜北区新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普通	160	160	160	480										
	商業	—	40	40	80										
	産業技術Ⅱ	—	80	80	160										
	産業技術Ⅰ・Ⅲ	—	40	40	80										
	産業マネジメントⅠ	40	—	—	40										浜松市北区引佐町金指1428
	産業マネジメントⅡ	80	—	—	80										
	産業マネジメントⅢ	40	—	—	40										
静岡県立新居高等学校	普通	240	240	240	720	普通	夜	40	40	40	40	160			湖西市新居町内山2036
静岡県立湖西高等学校	普通	200	200	200	600										湖西市鷺津1510-2

# 新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

## 改 正 前

### 2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	360					伊豆市牧之郷892
静岡県立三島南高等学校	普 通	720					三島市大場608
静岡県立裾野高等学校	総 合	600					裾野市佐野900-1
静岡県立沼津東高等学校	普 通 理 数	720 120					沼津市岡宮812
静岡県立富岳館高等学校	総 合	720					富士宮市弓沢町732
静岡県立駿河総合高等学校	総 合	560					静岡市駿河区有東 三丁目4-17
静岡県立藤枝北高等学校	総 合	600					藤枝市郡970
静岡県立掛川東高等学校	普 通	720					掛川市南西郷1357
静岡県立小笠高等学校	総 合	720					菊川市東横地1222-3
静岡県立遠江総合高等学校	総 合	720					周智郡森町森2085
静岡県立天竜高等学校	総 合	160					浜松市天竜区二 俣町二俣601
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	800			浜松市西区大平台 四丁目25-1
静岡県立三島長陵高等学校			普 通	800			三島市文教町一丁目 3-93
静岡県立静岡中央高等学校			普 通	960	普 通	4000	静岡市葵区城北 二丁目29-1

# 対 照 表

## 改 正 後

### 2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	360					伊豆市牧之郷892
静岡県立三島南高等学校	普 通	720					三島市大場608
静岡県立裾野高等学校	総 合	600					裾野市佐野900-1
静岡県立沼津東高等学校	普 通 理 数	720 120					沼津市岡宮812
静岡県立富岳館高等学校	総 合	720					富士宮市弓沢町732
静岡県立駿河総合高等学校	総 合	840					静岡市駿河区有東 三丁目4-17
静岡県立藤枝北高等学校	総 合	600					藤枝市郡970
静岡県立掛川東高等学校	普 通	720					掛川市南西郷1357
静岡県立小笠高等学校	総 合	720					菊川市東横地1222-3
静岡県立遠江総合高等学校	総 合	720					周智郡森町森2085
静岡県立天竜高等学校	総 合	320					浜松市天竜区二 俣町二俣601
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	800			浜松市西区大平台 四丁目25-1
静岡県立三島長陵高等学校			普 通	800			三島市文教町一丁目 3-93
静岡県立静岡中央高等学校			普 通	960	普 通	4000	静岡市葵区城北 二丁目29-1



第15回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	「地域とともにある学校づくり」検討委員会県外視察	1
2	朝霧野外活動センターの指定管理者候補者の選定結果	2
3	平成 26 年度静岡県スポーツ推進審議会の開催について	3

## 「地域とともにある学校づくり」検討委員会県外視察

(義務教育課)

## 1 視察の目的

今年度、コミュニティ・スクール（以後「CS」と呼ぶ）の導入に向け有識者（大学教授、活動実践者、県内教委関係者など）による「地域とともにある学校づくり検討委員会」を立ち上げ、CSの意義や必要性、導入促進の方策などについて協議を重ねている。そこで、先進的に推進している京都市と山口県を視察することにより、その取組を学び、静岡県での具体的な教育施策の参考とする。



## 2 日時

平成 26 年 10 月 23 日（木）、24 日（金）

## 3 参加者

矢野 弘典委員長（静岡県地域整備センター理事長）

竹原 和泉委員（横浜市立東山田中学校 コミュニティ・ハウス館長）（委員会の様子）

佐藤 くみ子委員（富士宮市立貴船小学校 学校地域支援本部コーディネーター）

袴田 恭紹委員（磐田市教育委員会 学校教育課主幹兼指導係長）

静岡県教育委員会 3 名（義務教育課長、主席主任指導主事、指導主事）

## 4 内容

(1) 山口県光市立浅江小学校（山口県教育委員会、光市教育委員会、浅江小学校）

(2) 京都市立高倉小学校（京都市教育委員会、高倉小学校）

## 5 取組の状況

(1) 山口県教委、光市教委、浅江小学校

- ・県全体でCSの推進を図ることを決め、実践を重ねている。
- ・市町教委の理解が大切で、県教委はくり返し足を運び、理解を得てきた。
- ・CSについて理解を深めるために市町教委の会議、管理職の研修会などを行っている。
- ・義務教育課だけでなく、社会教育課とも協力してきた。（H26.9.1 現在 81.6% 指定）
- ・浅江中学校が平成 21 年度から先行して実践を重ねている。地域の中で子どもたちが生き生きと活動して、自己有用感を高めている。（小中一貫教育も取り入れている。）
- ・全国学力・学習状況調査の質問紙の結果が全国より 10 ポイント程度上回っているものが多い。（成就感、挑戦する気持ち、自己肯定感、人の役に立ちたいなど）
- ・校内のCSコーディネーターは生徒指導主任が兼務しており、多忙化解消が喫緊の課題である。

(2) 京都市教委、高倉小学校

- ・平成 16 年度からCSの設置拡大を図り、小中一貫教育も併せて推進している。（指定数：小学校 94.6%、中学校 54.8%）
- ・市で約 3 万人の学校支援ボランティア登録があり、各学校への支援を行っている。
- ・学校運営協議会設置校は、教員公募制度を実施することができる。
- ・副教頭がCSコーディネーターを担当している。

(3) 質問や協議から

- ・CSの推進のため、7万円の財政支援を受けており、充実しているが、教員の多忙化解消のための加配教員の配置が課題である。
- ・CS担当の教員の校務分掌は、学校によって異なる。（地域連携主任、教務主任など）

## 6 今後の予定

第 4 回「地域とともにある学校づくり」検討委員会 平成 26 年 12 月（予定）

朝霧野外活動センターの指定管理者候補者の選定結果

(社会教育課)

1 概要

朝霧野外活動センターの指定管理者について、平成 26 年度末をもって現在の指定期間が満了となるため、次期指定管理者を公募し、審査を行った。

10 月 10 日の第 1 次審査（書類審査）を経て、10 月 22 日の第 2 次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）において次期指定管理者を選定した。

2 申請者

日本キャンプ協会グループ 1 者（現指定管理者）

3 選定の結果

(1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	代表団体 所在地	指定管理期間 及び指定管理料
日本キャンプ協会グループ <構成団体> ・(公社)日本キャンプ協会(代表団体) ・静岡県キャンプ協会 ・(特非)静岡県キャンプカウンセラー協会 ・(特非)子どもの体験活動サポートセンター	東京都 渋谷区	5 年間 H27. 4~H32. 3 117,000 千円/年

(2) 審査結果

申請者名	1 次審査結果		2 次審査結果	
	評価点	結果	評価点	結果
日本キャンプ協会グループ	77.7/100	○	81.0/100	○

4 選定の理由

- (1) 青少年教育施設、特に野外教育推進機関としての目的や役割を良く理解し、経験豊かなスタッフが配置され、利用者が安全・安心に活動できる配慮や安全対策がとられている点が評価された。
- (2) ナビゲーションスポーツをはじめとする多様な研修プログラムの展開や、魅力的な主催事業の提案が評価された。
- (3) 世界文化遺産である「富士山」を中心とした豊かな自然・歴史・文化を通じて地域との連携を図るなど、地域資源を教育資源として有効活用する点が評価された。

5 今後のスケジュール

平成 26 年 11 月 17 日 教育委員会定例会で 12 月県議会への議案提出を議決  
 平成 26 年 12 月県議会 指定管理者の指定について議案提出  
 平成 27 年 3 月 指定管理者と協定締結  
 平成 27 年 4 月 指定管理者による管理運営開始

(件名)

平成26年度静岡県スポーツ推進審議会の開催について

---

(スポーツ振興課)

- 1 日 時 平成26年11月12日(水) 午後2時から4時まで
- 2 場 所 県庁別館9階 第2特別会議室
- 3 審議内容
  - <第1回>
    - (1) 委員紹介
    - (2) 会長・副会長選出
    - (3) 静岡県スポーツ推進計画と県の事業内容の説明
    - (4) 推進計画の現状と課題(意見交換)等を各委員から御意見をいただく
- 4 今後の日程
  - (1) 諮問内容の決定  
(11月)・・・諮問内容検討・原案作成  
教育委員会に議案として提出 → 諮問内容決定
  - (2) 審議会の開催
    - <第2回>(H27.1月下旬～2月上旬)
      - ・審議会に対し諮問する
      - ・諮問について調査審議する
    - <第3回>(H27.11月上旬)
      - ・第2回で検討、限定したテーマを取りまとめて議論、審議する
      - ・諮問内容をさらに調査審議する
    - <第4回>(H28.1月下旬～2月上旬)
      - ・諮問内容について、提言とりまとめ



# 平成26年度第1回静岡県スポーツ推進審議会

期 日：平成26年11月12日（水）

時 間：午後2時から4時まで

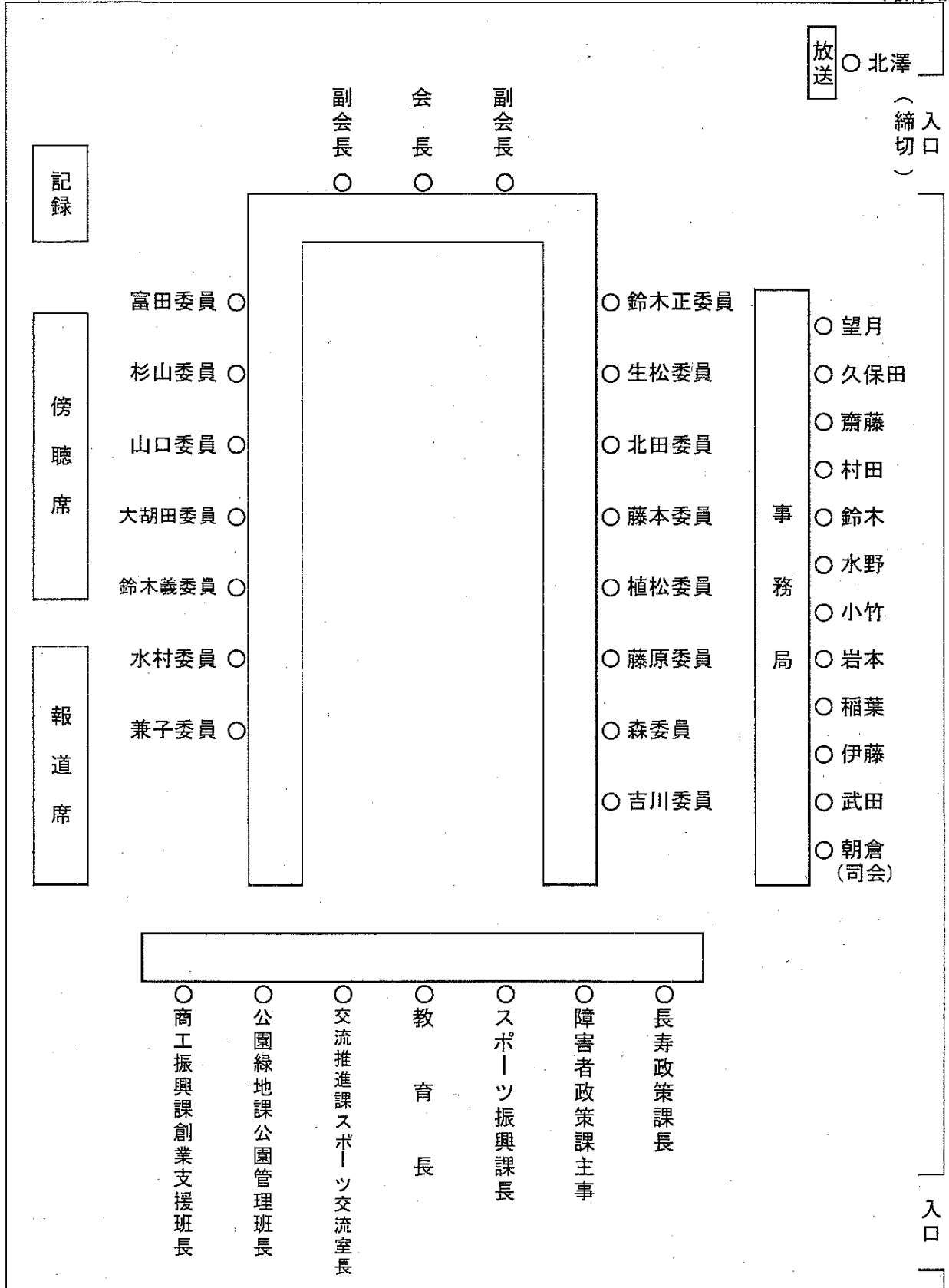
会 場：県庁別館9階第2特別会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 県教育委員会教育長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 静岡県スポーツ推進計画と県の事業概要の説明
- 7 各委員からの御意見をいただく「推進計画の現状と課題」（意見交換）
- 8 その他
- 9 閉会

平成26年度第1回静岡県スポーツ推進審議会  
座席表

(敬称略)



平成26年度 静岡県スポーツ推進審議会委員名簿

No.	委員氏名	性別	期数	職業・役職	分野	出欠
1	富田 寿人	男	1	静岡理工科大学 教授 (総合情報学部人間情報デザイン科)	スポーツ指導者 (大学)	◎
2	杉山 康司	男	1	国立大学法人静岡大学 教授 (教育学部 保健体育 運動生理学)	スポーツ指導者 (大学)	◎
3	山口 嘉一	男	2	公益財団法人静岡県体育協会 副会長	スポーツ指導者 (競技力向上)	◎
4	大胡田 茂夫	男	2	静岡県障害者スポーツ指導者協議会 会長	スポーツ指導者 (障害者)	◎
5	鈴木 義乃	女	1	静岡県レクリエーション協会 事務局長	スポーツ指導者 (レクリエーション)	◎
6	市川 陽子	女	1	静岡県公立大学法人静岡県立大学 准教授 (食品栄養科学部 フードマネジメント)	スポーツ指導者 (栄養管理)	×
7	永村 珠青	女	1	草薙整形外科医院 医師	スポーツドクター	◎
8	兼子 邦子	女	2	養護老人ホーム袋井市立可睡寮 施設長	ボランティア関係者	◎
9	杉山 茂之	男	4	株式会社スギヤマ・コーポレーション 代表取締役社長	民間企業	×
10	鈴木 正典	男	1	ヤマハ発動機株式会社 人事総務本部 総務部長	プロスポーツ	◎
11	生松 欣一郎	男	1	オフィスポケット株式会社 情報・文化・メディアプランニング事業 コーディネーター	プロスポーツ	◎
12	北田 典子	女	1	全日本柔道連盟 理事	トップアスリート	◎
13	藤本 陽子	女	1	オリンピック パルセロナオリンピック日本代表 (競泳女子400mメドレーリレー第7位)	トップアスリート	◎
14	植松 恒裕	男	1	株式会社静岡新聞社 編集局長	報道機関	◎
15	藤原 岳彦	男	2	静岡県立浜松商業高等学校 校長	県高等学校体育連盟会長	◎
16	大長 功	男	2	静岡市立長田南中学校 校長	県中学校体育連盟会長	×
17	奥森 延彦	男	3	函南町長	市町首長代表	◎
18	吉川 智子	女	1	富士市教育委員会 委員	市町教育委員会代表	◎

15

任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日  
 会長：  
 副会長：  
 副会長：

庁内出席者

職 名	氏 名
静岡県教育委員会教育長	あべ とおる 安倍 徹
静岡県文化観光部交流推進課長	ひきだ まさと 疋田 真左人 (代理) スポーツ交流室長 やまもと あずま 山本 東
静岡県健康福祉部長寿政策課長	くわはら ひろあき 桑原 裕明
静岡県健康福祉部障害者政策課長	やまぐち ゆきひろ 山口 幸博 (代理) 主事 こながい はやた 小長井 駿多
静岡県交通基盤部公園緑地課長	まつうら よしみ 松浦 賢実 (代理) 都市公園管理班長 しみず ゆういちろう 清水 雄一郎
静岡県経済産業部商工振興課長	まつした いくぞう 松下 育蔵 (代理) 創業支援班長 はせがわ としひさ 長谷川 敏久

事務局

		課 長	ふくなが ひでき 福永 秀樹
静岡県教育委員会スポーツ振興課	生涯スポーツ班	班長	あさくら とおる 朝倉 徹
		主幹	いわもと みちあき 岩本 倫明
		主査	こたけ よしかつ 小竹 啓功
		主席指導主事	いとう まさのり 伊藤 正徳
		指導主事	くぼた たかひろ 久保田 貴洋
		指導主事	もちづき しょうご 望月 省吾
		指導主事	きたざわ やすよ 北澤 康代
		指導主事	すずき こういち 鈴木 公一
		指導主事	むらた かよ 村田 佳代
		主査	みずの かつひろ 水野 勝啓
競技スポーツ班	課長補佐兼競技スポーツ班長	たけだ ともみ 武田 知己	
	主幹	いなほ としひさ 稲葉 寿久	
	指導主事	さいとう おさむ 齋藤 治	

## 静岡県スポーツ推進審議会条例

制 定 昭 和 3 7 年 3 月 2 8 日 条 例 第 1 2 号

静岡県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

### 静岡県スポーツ推進審議会条例

(題名改正〔平成23年条例第51号〕)

(設置)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、静岡県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(一部改正〔平成20年条例第6号・23年条例第51号〕)

(職務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等に関すること。
- (3) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に関すること。
- (4) 競技水準の向上等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(一部改正〔平成23年条例第51号〕)

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(一部改正〔平成23年条例第51号〕)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則（昭和37年3月28日条例第12号）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月25日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成23年12月28日条例第51号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際に改正前の静岡県スポーツ振興審議会条例第4条により委嘱されている委員（以下「旧委員」という。）は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員（以下「新委員」という。）とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

平成26・27年度 静岡県スポーツ推進審議会(主な分野)

別紙

委員氏名	性別	職業・役職	項目No.
1 富田 寿人	男	静岡理工科大学 教授 (総合情報学部人間情報デザイン科)	1
2 杉山 康司	男	国立大学法人静岡大学 教授 (教育学部 保健体育 運動生理学)	1・2
3 山口 嘉一	男	公益財団法人静岡県体育協会 副会長	4・5
4 大朝田 茂夫	男	静岡県障害者スポーツ指導者協議会 会長	1・2
5 鈴木 義乃	女	静岡県レクリエーション協会 事務局長	2
6 市川 陽子	女	静岡県公立大学法人静岡県立大学 准教授 (食品栄養科学部 フードマネジメント)	2・4
7 水村 珠青	女	草薙整形外科医院 医師	2・4
8 兼子 邦子	女	養護老人ホーム袋井市立可睡寮 施設長	2
9 杉山 茂之	男	(株) オヤマ・コーポレーション 代表取締役社長	6
10 鈴木 正典	男	ヤマハ発動機 (株) 人事総務本部 総務部長	3・6
11 生松 欣一郎	男	オフィスポケット (株) コーディネーター 情報・文化・メディアアブランシング事業 コーディネーター	3・6
12 北田 典子	女	全日本柔道連盟 理事	4
13 藤本 陽子	女	オリンピックバルセロナオリンピック日本代表 (競泳女子400mメドレーリレー第7位)	4
14 植松 恒裕	男	(株) 静岡新聞社 編集局長	3・6
15 藤原 岳彦	男	静岡県立浜松商業高等学校 校長 (静岡県高等学校体育連盟会長)	1・4
16 大長 功	男	静岡市立長田南中学校 校長 (静岡県中学校体育連盟会長)	1・4
17 森 延彦	男	函南町長	2・3
18 吉川 智子	女	富士市教育委員会 委員	1・3

項目	項目 目
1	子どものスポーツ機会の充実 (1) 乳幼児期の運動あそびの推進 (2) 小学校の体育に関する活動の充実 (3) 中学校・高等学校の体育に関する活動の充実 (4) 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実
2	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 (1) スポーツ活動に向けた方策 (2) スポーツにおける安全の確保 (3) スポーツを通じた防災活動の推進
3	地域スポーツ環境の整備 (1) 地域スポーツクラブの育成・推進 (2) 地域のスポーツ指導者等の充実 (3) スポーツを通じた交流 (4) 地域スポーツ施設の充実 (5) スポーツに関する情報の収集・提供 (6) みるスポーツの推進
4	競技力の向上 (1) ジュニア選手の育成・強化 (2) トップアスリートの強化・活用 (3) 指導者の資質向上・活用
5	ドーピング防止と健全なスポーツ社会の実現 (1) ドーピング防止活動の推進 (2) 健全なスポーツ社会の実現に向けた取組の推進
6	スポーツ界における好循環の創出 (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進 (2) 地域スポーツと企業・大学等との連携